

千葉市委託業務事務取扱

千葉市委託業務評定要領(平成22年4月1日)第2条「特に市長が定める契約」について、次のように定める。

第1条 次に掲げる局、部及び課等以外が発注する委託業務。

- (1) 建設局
- (2) 都市局
- (3) 経済農政局農政部

第2条 前条各号における局、部及び課等が発注する次に掲げる委託業務。

- (1) 一の契約において定期的、かつ複数回の支払を要する委託契約(庁舎管理等)
- (2) 建設局土木部において発注する業務委託(単価契約)事務取扱に基づく委託契約
- (3) 都市局公園緑地部において公園緑地等年間維持管理委託業務検査要綱が適用される委託契約

附則

この取扱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に締結する委託契約について適用する。

附則

この取扱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に締結する委託契約について適用する。